

議案第65号

小金井市下水道条例の一部を改正する条例

小金井市下水道条例の一部を別紙のように改正する。

平成24年9月3日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

下水道法施行令の一部を改正する政令が公布、施行されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市下水道条例の一部を改正する条例

小金井市下水道条例（昭和44年条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第4中39の項を40の項とし、27の項から38の項までを1項ずつ繰り下げ、26の項の次に次のように加える。

27	1・4—ジオキサン	1リットルにつき0.5ミリグラム以下
----	-----------	--------------------

別表第4の備考中「27の項、30の項、31の項及び35の項から39の項」を「28の項、31の項、32の項及び36の項から40の項」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の小金井市下水道条例（以下「改正後の条例」という。）別表第4の30の項に規定する水質の基準のうち、特定事業場に係るものは、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第9条の4第1項に規定する水質の基準について同条第5項の規定が適用されるときは、改正後の条例別表第4の規定にかかわらず、同項の規定による水質の基準とする。

小金井市下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例			現行条例			備考
別表第 4 (第 1 1 条の 2 関係)			別表第 4 (第 1 1 条の 2 関係)			基準の追加及び項の繰下げ 規定の整備
	物質又は項目	水質の基準		物質又は項目	水質の基準	
	省略			省略		
27	1・4-ジオキサン	1 リットルにつき 0. 5 ミリグラム以下	27	フェノール類	省略	
28	フェノール類	省略	28	省略		
29 7 40	省略		28 7 39	省略		
備考 この表の <u>2 8</u> の項、 <u>3 1</u> の項、 <u>3 2</u> の項及び <u>3 6</u> の項から <u>4 0</u> の項までの規定は、1 日当たりの下水の平均的な排出量が 5 0 立方メートル未満の使用については、適用しない。 付 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 この条例による改正後の小金井市下水道条例 (以下「改正後の条例」という。) 別表第 4 の <u>3 0</u> の項に規定する水質の基準のうち、特定事業場に係るものは、下水道法施行令 (昭和 3 4 年政令第 1 4 7 号) 第 9 条の 4 第 1 項に規定する水質の基準について同条第 5 項の規定が適用されるときは、改正後の条例別表第 4 の規定にかかわらず、同項の規定による水質の基準とする。			備考 この表の <u>2 7</u> の項、 <u>3 0</u> の項、 <u>3 1</u> の項及び <u>3 5</u> の項から <u>3 9</u> の項までの規定は、1 日当たりの下水の平均的な排出量が 5 0 立方メートル未満の使用については、適用しない。			